サービス連合
サービス・ツーリズム産業労働組合連合会

第89号　2025年12月1日
毎月1日発行

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会
〒104-0042 東京都中央区入船3-1-13 入船ニッコンビル6階
TEL 03-5919-3261　発行人 石川聡一郎

春季生活闘争討論集会を開催
～さらなる総合労働条件向上をめざして～

サービス連合は第25回定期大会にて確認された方針にもとづき、11月12日に春季生活闘争討論集会を開催しました。今回は、2026春季生活闘争の機運を高めるため、初めての試みとして、北海道から沖縄までの全7ブロックをWEBで繋いで一斉開催しました。

集会では、産業を取り巻く社会経済情勢を共有したうえで、サービス連合として加盟組合の実態を把握するとともに、2026春季生活闘争の基本認識の考え方や今後の取り組みに関する重点項目について説明し、情報交換をおこないました。加えて、参加者へのリアルタイムアンケートも実施し、その結果を随時全体で共有しながら進行するなど、双方向性のある参加型の集会となりました。

東日本ブロック

北海道ブロック

関西ブロック

中国四国ブロック

九州ブロック

中部ブロック

沖縄ブロック

2025春季生活闘争の振り返り

2025春季生活闘争では、定期昇給分とあわせて6％の賃金改善を基本要求基準とし、多くの組合が積極的に闘争を展開しました。その結果、86組合が実質的な賃上げを要求、67組合が定期昇給と併せて6％水準を要求。地域の加盟組合においても、格差是正を強く意識し、賃上げに取り組む動きが広がりました。その結果、サービス連合結成以来、過去最高の賃金改善水準を実現するに至りました。

一時金については、中期的な賃金目標「35歳年収550万円」にむけて、年間4・0ヵ月分の支給を意識した要求が進められ、79組合が要求（年間協定支給確認含む）。また、非正規労働者への一時金要求も47組合が掲げました。

さらに、労働環境改善にむけた同時要求として①総実労働時間の短縮、②両立支援・ジェンダー平等、③60歳以降の雇用と処遇改善④ハラスメント防止、⑤従業員の健康管理に取り組みました。年次有給休暇の取得促進、子の看護休暇・介護休暇の有給化や育児短時間勤務制度の拡充、カスハラなどへの対応について合意に至った加盟組合などがありました。

厚生労働省の発表によると、労働組合の有無によって賃金改定率に約1ポイントの差が発生していました。春季生活闘争をつうじ労働組合の存在意義をアピールする機会と組織拡大にも繋げるチャンスになり得る結果が出ています。

2026春季生活闘争を取り巻く環境

2024および2025春季生活闘争では、2年連続で5％台の賃上げを実現しました。しかし、物価上昇に賃金の伸びが追いつかず、生活の改善を実感するには至っていません。背景には、過去1年間で消費者物価指数が約3％上昇しており、日本銀行の「経済・物価の展望レポート」によれば、2026年度まで消費者物価は前年比で2％程度の上昇が続くと予測されています。

したがって、これまでの物価上昇を補うだけでなく、今後の物価見通しを踏まえた交渉が不可欠です。実質賃金は依然として下落傾向にあり、引き続き賃上げの流れを継続し、「実質所得1％上昇」の軌道に確実に乗せていく取り組みが求められています。

2026春季生活闘争方針策定にむけて

2025年10月の地域別最低賃金改定では、格差是正が意識され、改定率は過去最高の6・26％に達し、すべての都道府県で最低賃金が初めて1，000円台に到達しました。これは地域間格差の是正にむけた重要な前進ですが、「非製造業」ではバブル期以来の人手不足感が続いており、「宿泊・飲食サービス業」でも深刻な状況が続いています。最低賃金の引き上げは一定の底上げ効果をもたらしますが、それだけでは不十分であり、働きやすい職場環境や労働条件全体の改善が不可欠です。

1997年以降、日本は「失われた20年」と言われる長期停滞を経験し、物価もほぼ横ばいで、定期昇給（約2％）が確保されていれば、生活に大きな不安は感じにくい状況でした。しかし、2023年以降は消費者物価指数が急上昇し、今後も2～3％の物価上昇が続くと予測されています。この状況下で賃上げを継続しなければ、生活はますます厳しくなります。生産性が向上しても労働分配率が改善されなければ、労働者の実質賃金は下がり続けてしまいます。

サービス・ツーリズム産業は「人財が宝」であり、企業収益の源泉は働く人々のエンゲージメントにあります。企業と労働者が収益と分配の好循環について認識を共有し、春季生活闘争をその出発点とすることが求められます。

また、春闘は賃金だけでなく、労働条件の改善や働きやすい職場づくりも重要なテーマです。最近では「収入を得るため」に加え、「私生活とバランスがとれる仕事」を求める声も増えており、労働環境の整備は一層重要性を増しています。

以上の内容を踏まえ、2026春季生活闘争にむけて各加盟組合が職場の状況に応じて、総合労働条件闘争として取り組みを進めていくための貴重な機会となりました。

引き続き、情報共有と連携を図りながら、運動を力強く推し進めていきます。

アンケート結果

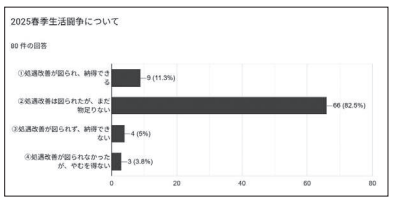

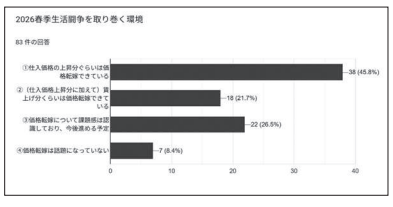

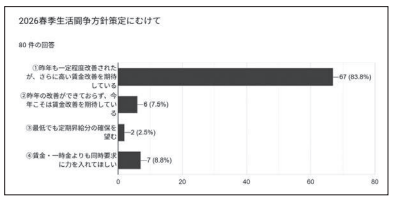

組織拡大にむけ、加盟組合で学習会を開催！
Be Wide Organization

10月30日、ヒルトン ホテルズ ジャパン ワーカーズユニオン（ヒルトンユニオン）の執行委員会において、宇高会長代理（組織支援局長）が講師となり「ヒルトンユニオンの組織拡大にむけて」と題して、学習会をおこないました。これはサービス連合の運動方針で掲げた加盟組合支援と組織拡大の取り組みとして、開催されました。当日は、ヒルトンユニオンの組織人員の推移を共有したうえで、企業内組織拡大の必要性とメリット、オープンショップ組織における組織拡大の手法について講演と質疑をおこないました。これまでヒルトンユニオンでは、労使協議のなかで、組織拡大の取り組みの意義を伝えてきました。その成果もあり、企業の理解も得たうえで、11月から精力的に組織拡大を展開しています。サービス連合は加盟組合の企業内組織拡大について、積極的に支援をおこないます。ぜひ学習会等の依頼があれば、組織支援局メンバーにお声がけください。

組織拡大学習会の様子

《藤本委員長より》

私たちヒルトン ホテルズ ジャパン ワーカーズユニオン（通称ヒルトンユニオン）は、国内5つのホテル（東京・東京ベイ・名古屋・大阪・コンラッド東京）の組合員がひとつとなり構成されています。オープンショップ制ですので組合に入らない自由はありますが、新卒者に対しては説明会をおこない、レクリエーションをつうじてオルグ活動をおこなっています。ですが、組合の存在意義や必要性をなかなか理解してもらえず、加入率は低下の一途を辿っています。また、次々にホテルが開業し、組合員が立ち上げの為にホテルを移籍する事でも組合員が減少しています。役員の労力はオルグに大きく割かれ、声をかけても断られ、役員のモチベーションも下がるという悪循環に陥っていました。

今回の学習会により新たな気づきもあり、まずは過半数組合を目指す為に、従業員全員に名前入りボールペンと共にビラまきをおこないます。まずは今できる事から一歩踏み出します。そしてひとりでも多くの仲間を増やしていきます。

3業種（宿泊・旅行・フォワーダー）7業界団体へ 総実労働時間短縮について申し入れ

サービス連合では、2025秋闘期間において、第3回中央執行委員会にて確認した総実労働時間短縮にむけた2025年度取り組み強化期間に基づき、3業種7業界団体へ総実労働時間短縮に関する申し入れをおこないました。

〈申し入れ主旨〉

サービス連合では、魅力ある産業の発展にむけて、ワーク・ライフ・バランスの充実が図れる働き方、暮らし方の実現を目指し、宿泊業・旅行業・国際航空貨物業に働くすべての従業員に適用する年間総実労働時間1800時間の目標を掲げて「時短アクションプラン」を策定し、取り組みをおこなっています。そのため、業界団体に産業全体の地位向上と人財確保のためにも、「年間総実労働時間短縮の推進」に理解を頂き、業界全体での取り組み推進への支援ならびに協力を求めています。

（業界団体要請日）

10月16日　一般社団法人 全日本ホテル連盟（ANHA）
10月16日　一般社団法人 航空貨物運送協会（JAFA）
10月21日　一般社団法人 日本旅行業協会（JATA）
10月21日　一般社団法人 日本ホテル協会
10月22日　一般社団法人 日本旅館協会
10月24日　一般社団法人 全国旅行業協会（ANTA）
11月6日　全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会（全旅連）

一般社団法人 全日本ホテル連盟（ANHA）

一般社団法人 航空貨物運送協会（JAFA）

一般社団法人 日本旅行業協会（JATA）

一般社団法人 日本ホテル協会

一般社団法人 日本旅館協会

一般社団法人 全国旅行業協会（ANTA）

【サービス連合の具体的取り組み（要旨）】

1.『全国労働衛生週間』（10月1日～7日）
厚生労働省2025年度の全国労働衛生週間のスローガン「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて　ストレスチェックで健康職場」に合わせて、労働衛生に関する組合員の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に啓発活動に取り組む。

2.『年次有給休暇取得促進期間』（10月）
厚生労働省の「年次有給休暇取得促進期間」に合わせて。仕事と生活の調和の実現のため、年次有給休暇をさらに1日でも多く取得することで、働き方・休み方を変える第一歩となるよう、職場での意識改革および年次有給休暇の取得率向上に取り組む。

3.『労働時間適正化月間』（11月）
厚生労働省が定める「過労死等防止啓発月間」に合わせて。過労死防止の観点から労働時間適正化月間として、時間外労働、休日労働の削減にむけて啓発活動をおこない、業務効率化の促進、時間外労働発生要因の見極め、時間外労働の削減にむけて取り組む。

4.『36協定総点検期間』（2月～3月）
日本労働組合総連合会（連合）は、3月6日を36（サブロク）の日とし、サービス連合では、長時間労働を是正して、職場で『より良い働き方』を実現していくために、2月から3月の2ヵ月間を36協定の重要性について労使で確認する期間として取り組む。

5.『仕事における安全と健康のためのノー残業デー』（4月～5月）
国際労働機関（ILO）の4月28日を労働安全衛生世界デーに合わせて、サービス連合では、日程を限定することなく4月から5月の2ヵ月間のうちの1日を「仕事における安全と健康のためのノー残業デー」として追加設定し、働き過ぎを防止して健康を守ることを意識するための日として取り組む。

2025秋闘闘争委員会

〈11月4日（火）より12月16日（火）まで平日は毎日定時通信を配信〉
～加盟組合は、要求・回答・合意など交渉状況に進捗があった場合は、速やかにサービス連合本部までご連絡ください～

サービス連合では、11月19日（水）に2025秋闘第3回闘争委員会を開催し、闘争委員会構成組合およびサービス連合全体の加盟組合の闘争状況を確認し、交渉支援等について共有しました。

11月4日（火）より定時通信にて、加盟組合の要求・回答・合意状況を都度、発信し連携を強化して全体で要求実現にむけた取り組みを実施しています。

第1回および第2回の闘争委員会での確認に基づき、組織支援局を中心に訪問や相談をつうじて加盟組合へ秋闘支援をおこなうとともに、闘争委員会構成組合へは全体を牽引してもらうべく、激励訪問をおこない連携強化に取り組んでいます。

秋闘要求の多くは、2025年度冬期一時金の水準確定が中心となりますが、一部の加盟組合では労働協約の改定交渉や2026春季生活闘争にむけて、賃金改善や一時金の予算化交渉に臨んでいます。

11月末までの冬期一時金支給や労働協約改定などの合意にむけて、加盟組合は交渉の大詰めを迎えました。引き続き闘争体制を強化して加盟組合とサービス連合が一体となって2025秋闘の要求実現にむけて取り組みを進めていきます。

【2025秋闘闘争委員会構成組織への激励訪問】
11月11日（火）　リーガ労働組合連合会
11月13日（木）　東武トップツアーズ労働組合
11月17日（月）　京王観光労働組合
11月18日（火）　阪急阪神交通社グループ労働組合連合会
11月28日（金）　近鉄・都ホテルズ労働組合

〈今後の予定〉
12月12日（金）　第4回闘争委員会
12月16日（火）　2025秋闘の合意状況について最終数値反映
2026年1月15日（木）　第25回中央委員会　2025秋闘のまとめ（案）について提案・確認

※加盟組合へのお願い
2025秋闘で合意に至った加盟組合は、12月16日（火）までに組織支援局までご報告をお願いします

東武トップツアーズ労働組合への激励訪問の様子

中執学習会「産業におけるコンプライアンス」について開催

10月15日、第3回中央執行委員会において東京共同法律事務所の只野靖弁護士をお招きし、「産業におけるコンプライアンス」について講演いただきました。

只野弁護士より今までの判例を共有いただきながら、なぜコンプライアンス違反が発生するのかという根本の原因に触れるとともに、ハラスメント事案を含めた対策をわかりやすく解説していただきました。

今後もコンプライアンスを遵守する対象は拡大していくものとみられ、違反してしまうことで行政処分や最悪の場合、企業が倒産にまで陥るおそれがあるということを意識し続けることが重要だと学びました。

コンプライアンス違反を事前に防止するためにも研修などは必要ですが、企業と意思疎通・連携が密にとれる風通しの良い職場環境の醸成が必要であると、改めて認識しました。

サービス連合は中央執行委員会での学習会などをつうじて役員の意識向上を図りながら加盟組合への支援を続けていきます。

東京共同法律事務所　只野弁護士講演

2025連合ジェンダー平等推進中央集会開催

～これまでの取り組みを力にジェンダー平等を実現しよう！～

10月24日に連合主催の「2025連合ジェンダー平等推進中央集会」が開催されました。

今回は「これまでの取り組みを力にジェンダー平等を実現しよう！～男女雇用機会均等法から考える未来～」をメインテーマに会場約710名とWEB（YouTubeライブ配信　最大視聴者数約970名）併用での開催となりました。

まずは冒頭、主催者代表挨拶として連合　芳野会長より「2025年はジェンダー平等推進にとって大きな節目の年であり、組織拡大の観点からも次世代のリーダーをいかに育てていくかが問われている。ジェンダー平等推進の実現にむけて、改めてこれまでの歴史を振り返り、未来へとバトンをつなげていかなければならない」と熱い思いのこもった挨拶がありました。

連合 芳野会長による主催者代表挨拶

【基調提起：連合　畠山総合政策推進局長】

《これまでの取り組みを力にジェンダー平等を推進しよう！》

これまでの男女間賃金格差の構造や多様な働き方の現状などについて、さまざまなデータをもとに解説するとともに、今後の取り組みにおける方向性などを提起しました。

その中で男女賃金格差においては、長時間労働を前提とした働き方やアンコンシャスバイアス、ジェンダーバイアス、固定的役割分担意識によって生活と仕事の両立が困難になったり、仕事の配置、任される業務などに男女の差が生じて女性の幹部登用への遅れにもなることなどが、男女間賃金格差の要因となっていると指摘しました。

畠山総合局長は「労働組合として男女が平等に参画した体制のもと、法改正を含めてさまざまな課題に取り組むことが職場のみならず、社会におけるジェンダー平等の推進につながる」と述べました。

畠山総合局長による基調提起

【基調講演：早稲田大学名誉教授　浅倉　むつ子氏】

《男女雇用機会均等法から考える未来～ジェンダー平等の視点を広げよう～》

法律専門家としての視点で、男女雇用機会均等法や女性差別撤廃条約から見える現状の課題について講演しました。

まずは男女雇用機会均等法制定をめぐる攻防を振り返り、日本のジェンダー平等はなぜ進まないのか？という本質に触れ、さまざまなデータをもとに女性差別撤廃条約における選択議定書の未批准が一番の課題であると述べました。

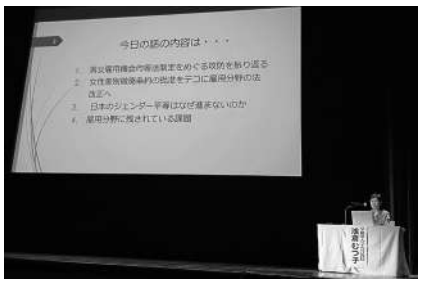

浅倉氏による基調講演

【パネルディスカッション】

浅倉氏、連合　岡本顧問、連合東京　前男女平等局・連帯活動局・局長の真島氏とともに、サービス連合より石川事務局長（ジェンダー平等推進局長）がパネリストとして登壇しました。

サービス連合としては、これまでの男女平等参画における取り組みを報告しました。他パネリストからもそれぞれの立場での取り組みを共有するとともに、相互に意見交換をおこないました。

石川事務局長からはサービス連合としての今後にむけた課題として、執行機関における女性参画率の向上や男女間の賃金格差、業種特有の働き方改革、女性役員のエンパワーメントの必要性などについて触れ、「今後もサービス連合におけるジェンダー平等・多様性推進計画のもと着実に進めていけるよう、組織トップを中心に産別一体となって取り組んでいきたい」と述べました。また取り組みにあたっては、推進計画にもとづき、実行する強い意志（気合）とやり抜く強い意志（根性）が必要と、ジェンダー平等推進局長としての想いを述べました。

後半には、会場参加者からの質問なども飛び交い活発な意見交換が繰り広げられました。

その後、連合宮城女性委員会　佐藤事務局長より集会アピール採択が読み上げられ会場の参加者の盛大な拍手をもって採択されました。

最後に閉会挨拶では、サービス連合　櫻田会長（連合ジェンダー平等・多様性推進委員会委員長）より「ジェンダー平等の実現は道半ばではあるが、着実に前進してきている。私たち一人ひとりが職場、労働組合、地域、社会の中で、粘り強くその歩みを進めていけば、必ず到達できるゴールだと考えている」と改めて果敢に取り組み続けることを参加者と誓い合い、締めくくりとなりました。

サービス連合も連合を構成する組織としてジェンダー平等と多様性・包摂性の社会実現にむけて、歩みを止めることなく「気合と根性」で取り組みを進めていきます。

パネルディスカッションに登壇した石川事務局長（右）

閉会挨拶をおこなう櫻田会長

連合 2026春季生活闘争中央討論集会 開催

～賃上げノルムの確立をめざして～

10月31日、連合の「2026春季生活闘争中央討論集会」がアートホテル日暮里ラングウッドで開催され、2026春季生活闘争基本構想について提起がされるとともに全体討論がおこなわれ、各構成組織から意見や質問など積極的な発言がありました。また集会の前段では、「脱グローバル化の下での賃金と物価」および「日本経済の現状と見通し」をテーマとした基調講演がありました。

連合の基本構想の中では、「直近3年間で賃上げの動きは加速し、2年連続で5％台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は依然として低迷している。日本の実質賃金を1％上昇軌道に乗せ、これからの〝**賃上げノルム（社会的な習慣）**〟としていくことが、国民経済の安定と経済の好循環を実現するカギとなる。そのためには、賃上げのすそ野を中小企業や労働組合のない企業などに広げ、格差是正を進めることが不可欠である」との提起がありました。

櫻田会長（連合ジェンダー平等・多様性推進委員会委員長）による委員会報告

サービス連合からは、宇高会長代理より「連合と構成組織が一丸となっての取り組みの成果により、賃上げのノルムが定着し始めており、持続的な賃上げにむけて、同時に価格転嫁のノルムが必要である」との発言をおこなうとともに「サービス・ツーリズム産業は、『人』を介してサービスを提供することで対価を得ており、産業の培ってきた良さや精神を大切にしながらも、提供する価値に見合う対価を設定し、一層の生産性向上につとめていきたい」との発言をおこない、最後にすべての産業において価格転嫁が実現できるよう、連合に対して引き続き、強力な発信と旗振りを要請しました。

これを受けて、連合の仁平総合局長からは「2025春季生活闘争では2年連続5％台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は低迷している。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持ててこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。そのためには、物価を安定させるとともに、2025春季生活闘争での賃上げの流れを定着させ、賃上げのすそ野を広げていく必要がある」「持続的な賃上げと格差是正が実現できる環境をつくっていくために、適切な価格転嫁・適正取引の取り組みを強化していく」との答弁がありました。

宇高会長代理　発言の様子

集会の最後には、内閣総理大臣からの厚生労働大臣に対する指示書に「心身の健康維持と従業員の選択を前提にした労働時間規制の緩和の検討」が盛り込まれたことに対して、現行の時間外労働の上限規制は過労死認定ラインであり、これを緩和することは「働き方改革」の逆行にほかならず、2026春季生活闘争をつうじて仕事と生活の調和をはかりながら働き続けられる環境整備に取り組んでいく旨の緊急アピールが採択されました。

サービス連合は、物価上昇により実質賃金が上がっていない現状や産業で働くものの現場実態をふまえ、2026春季生活闘争の方針策定にむけ、議論をすすめていきます。

加盟組合紹介

郵船トラベル労働組合

郵船トラベル株式会社は日本郵船グループの旅行会社で１９９４年に郵船航空サービス株式会社の旅行部門を分社独立し設立されました。その従業員で構成される労働組合も設立当初に発足し、現在約１２０名で活動をおこなっております。

郵船トラベル株式会社の業務内容は大きく分けて一般旅行部と法人営業部の２つに分かれています。それぞれの部門から組合役員を選出することで、異なる業務に携わる社員同士が意見を交わし、会社全体としてより良い職場環境の実現を目指して、日々活発な議論がおこなわれています。

毎年６月には、各支部に分かれてレクリエーションを開催しています。バーベキューなどのイベントを通じて、普段あまり接点のない社員同士が交流を深める機会となっており、社内のコミュニケーション活性化に努めています。

10月には前期1年間の運動のまとめと今期1年間の運動方針を確認するために定期全国大会を開催しています。コロナ禍を経て、社員の年齢層にも大きな変化があり、組合役員も若年化が進みました。こうした変化の中でも、若い世代ならではの視点を活かしながら、厳しい観光業界においても魅力ある会社であり続けることを目指し、今後も積極的に活動を継続してまいります。

定期全国大会の様子

琵琶湖ホテル労働組合

当ホテルは昭和9年10月、風光明媚な水辺の景勝地として知られる大津に、国策として海外要人を招くため、全国の主要な観光地に建造された国際観光ホテルのひとつとして開業しました。当時の宿泊料金はシングル5～15円、ダブル8～22円、食事料金は朝食が1円、昼食2円、夕食2円50銭という設定でした。戦後進駐軍に接収された時期がありましたが、時代の変遷の中、滋賀県の迎賓館としての役割を果たしました。

琵琶湖をのぞむ美しい自然と豊かな文化遺産の恩恵を受ける当ホテルは、天皇、皇后両陛下、皇太子、同妃両殿下をはじめとして、昭和56年にはタイ国王妃、王女ご一行が宿泊されるなど、国内はもとより外国からも多くの賓客をお迎えしてきました。また、ヘレン・ケラー、ジョン・ウェイン、川端康成などの著名人も数多く訪れました。

浜大津再開発事業を契機に平成10年10月1日、浜大津に新築移転オープンしました。平成12年（２０００年）、「Ｇ８環境大臣会合」の会場に選ばれ、各国の環境担当大臣が一堂に会し、議論を交わされました。平成19年には「全国豊かな海づくり大会」が琵琶湖ホテルで開催され、天皇皇后両陛下をお迎えしました。先日は国民スポーツ大会が滋賀県で開催され、天皇皇后両陛下も出席され琵琶湖ホテルでご宿泊されました。

現在は30名ほどの組合員数ですが、組合員数を増やす為に毎年夏に琵琶湖畔にてＢＢＱを開催し組合員以外の参加を募りオルグ活動をがんばっています。

サービス連合と連携しながら今後も組合活動に励んでいきますので、皆さんのお力添えをよろしくお願いします。

がんばろー・がんばろー・がんばろーー

BBQの様子

新たな公式SNS始めました！

サービス連合では今まで Facebook（外部向け）とLINE（加盟組合の役員向け）にて情報発信をおこなってきましたが、さらに情報発信の波及効果を高めるため、今回新たな外部向けの媒体として【Instagram】と【X（旧Twitter）】の運用を開始しました。

今後もサービス連合の活動や加盟組合の情報など、わかりやすく発信していきますので、加盟組合の皆さんぜひフォローしてご覧ください！

社会貢献活動「書き損じハガキキャンペーン」への取り組み

サービス連合では、社会貢献活動のひとつとして、ユネスコの「書き損じハガキキャンペーン」に協力する取り組みをおこなっています。住所の書き間違いなどで使わなくなったハガキを回収し、ユネスコへ届けることで、国際平和と人類共通の福祉の実現を目指す国内外での草の根活動を支援します。

例えば、85円の書き損じハガキは79円の寄付になり、17枚でカンボジアでは1人がひと月学校に通えます。

この活動の意義を理解浸透させ、さらなる展開を図るため、2026年1月15日の第25回中央委員会開催に際し、つぎの取り組みをおこないます。

＜中央委員会における取り組み＞

1.休憩時及び終了後、会場入口付近にブースを設け、ポスターを掲出し、「書き損じハガキ」の回収をおこなう。

2.中央委員会へ出席しない加盟組合については、各加盟組合で取りまとめのうえ、サービス連合本部への送付を要請する。

＜年間をつうじた取り組み＞

年賀状の季節以外にも書き損じハガキは発生することから、サービス連合本部では随時回収をおこない、適宜日本ユネスコ協会連盟へ送付します。

※［参考］2024年度は、年間で875枚を回収（73人が1ヶ月学校に通うことができる）

加盟組合の皆さまの積極的なご協力をよろしくお願いします。

「連合・愛のカンパ」への協力要請について

「連合・愛のカンパ」は人道主義の立場から「自由、平等、公正で平和な世界の実現」に向けた社会貢献活動として、NGO や NPO 団体の事業・プログラムへの支援、および自然災害等による被災者に対する救援・支援を目的に、連合結成当時から継続して実施されています。

この取り組みは、サービス連合が基本理念で掲げている「労働者・市民と幅広く連帯し、自由、平等で公正な福祉社会、環境にやさしい社会の実現」や「世界の恒久平和の実現」の考えと合致するものです。

今期もサービス連合では、「連合・愛のカンパ」の趣旨に賛同し、運動方針における「社会貢献活動」のひとつとして、加盟組合に対し広く協力を呼びかけています。

取り組み期間：2025年10月から2026年6月

カンパ金の振込先：
【金融機関】中央労働金庫　本店
【口座番号】普通預金　１２７８７１０
【口座名義】サービス連合　特別カンパ
※各加盟組合・各組織で集約のうえ、振込ください。
※本部事務所でも受付をおこないます。

締切日：第一次集約　2026年1月23日（金）
最終集約　2026年6月19日（金）

編集後記

本格的な冬が到来し全国各地で冷え込みが厳しくなっています。10月に気象庁が発表した三か月予報で12月の気温は平年並みか低い地域が多く、日本海側を中心に大雪となる可能性があるとしています。一方で鹿児島県では10月の真夏日日数が過去最高となるなど、年を追うごとに秋が短くなっているのを実感します。地球温暖化が原因と言われている「短い秋」ですが私たちの暮らしに様々な影響を与えます。観光においては紅葉のピーク時期がずれることや短期間で終わることなどにより地域の経済にも影響がでます。温暖化は物流においても自然災害が頻発し甚大な影響を受けます。温暖化はゲリラ豪雨の頻発や雨量の増加にもつながっています。先日、天気予報が晴れでしたので傘を持たずに外出したのですが、見事に季節外れのゲリラ豪雨に見舞われてしまい、「水もしたたるいい男」ならぬ「水がしたたる、ずぶ濡れの中年男」になってしまいました。現在、サービス連合では12月の取りまとめにむけて、政策委員会で「サービス連合の政策」の答申案策定にむけた議論を行っており、産業政策（物流政策）の中では脱炭素化の推進を掲げています。雨に濡れながら、今後も脱炭素化をしっかり推進しなければならないと強く思いました。

本年も加盟組合の皆さんには大変お世話になりました。皆さん、良い年をお迎えください。（Y.Y.）